



2020年12月15日

各位

会社名 テラ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平智之  
(コード番号: 2191)  
問合せ先 執行役員/管理本部 玉村陽一  
長  
(電話: 03-5937-2111)

**(開示事項の変更) 第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ**

当社は、2020年10月28日付「第三者割当により発行される新株式の募集並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて開示いたしました第三者割当による募集株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）、同年11月14日付「(開示事項の変更) 第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ」、同月27日付「(開示事項の変更) 第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ」、同月30日付「(開示事項の変更) 第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ」、及び同年12月14日付「(開示事項の変更) 第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ」に関し、本日まで新たな事実関係が判明し、これらの記載内容の一部に変更すべき箇所が生じたので、お知らせいたします。

記

「6. 割当予定先の選定理由等」の変更について

変更箇所は\_\_を付して表示しております。

。

(変更前)

<前略>

3,574,350,000円から本相殺が予定される1,000,000,000円を控除した残額2,574,350,000円については、金銭での払込みを予定しているところ、当該金銭払込に要する財産について割当予定先

はトレド社からの貸付金により調達予定とのことであり、当社は当該貸付についてトレド社から割当予定先に差し入れられた2020年10月2日付の融資証明書の記載により75億円が融資予定であることを確認しております。更に、当社は、中込弁護士より、当該貸付の貸付期間は貸付日から3年間、貸付金の使途は当社から割当予定先に対する第三者割当増資及び今後の社債の引受けである旨を2020年10月8日付の書面により確認しております。また、トレド社は、同社の代表取締役である小池宣己氏の自己資金からの借入れにより調達済とのことです。当社は、2020年10月28日までに、割当予定先からトレド社の取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の預金通帳の写しを入手し、2020年9月14日時点における預金口座残高が75億円を超えていることを確認いたしました。当社は、中込弁護士より、トレド社が小池宣己氏からの借入れにより当該資金を保有している旨の2020年10月2日付の保証書を受領しております。なお、貸付予定日は2020年11月12日であること及びトレド社と割当予定先との間には取引関係及び資本関係はないことを割当予定先の竹森郁取締役から当社の代表取締役および管理本部長が聞いておりましたが、2020年11月12日にはトレド社から融資がされず、同月13日になって融資がされたとのことです。なお、当社の代表取締役および管理本部長が割当予定先の竹森郁取締役に口頭で確認したところによれば、トレド社から、割当予定先の藤森徹也代表取締役に対して、払込期日の直前に、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬が虚偽でないことを証明等しない限りは融資を延期する旨が表明され、同月12日の融資がされなかったとのことであり、また、その後、トレド社がメキシコで委託した調査会社から、当社が開発した治療薬が実在し、メキシコ・イダルゴ州において薬事承認が得られているとの調査結果が報告されたことから、同月13日午後になってトレド社から割当予定先に対する融資が実行されましたが、銀行において手続が実施された時間との関係上、トレド社から割当予定先への着金が同日中に間に合わず、当初の払込期日である同日中の当社への送金ができなかったとのことです。トレド社から割当予定先への融資金26億円は同月16日に割当予定先に着金し、その後、割当予定先は、融資資金をトレド社へ返金しておりますが、当社においては割当予定先より割当予定先の取引金融機関の預金通帳、トレド社の銀行の取引金融機関の振込受付書及び割当予定先の取引金融機関の振込受付書のいずれも写しを受領し確認しております。その理由はトレド社から割当予定先への貸付予定日は本第三者割当増資の前日と合意されているためであるとのことです。

払込期日が11月30日に変更され、また本相殺による金額を除いた払込金額が2,574,350,000円と確定していることから、トレド社から割当予定先への26億円の貸付けはその前営業日である27日に実行されることが予定されており、当社は11月16日付金銭消費貸借契約書（貸借金額：26億円、金利：年2%、貸付期日：2020年11月27日、返済期日：2023年12月5日、返済条件：元利一括返済、担保保証なし）の写しを入手し、11月27日に当該貸付けが実行される予定であることを確認しましたが、11月30日の時点でトレド社から割当予定先への融資は実行されておられません。11月27日に、トレド社から割当予定先への融資が実施されなかった理由については、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬について、2020年9月2日に、当社がメキシコ・イダルゴ州において薬事承認を得られたことを公表した以降、約3か月を経過しているのに治療人数の公表がないということは、治療薬は存在しないのではないかとという新たに生じた疑義によるものとのことをトレド社から聞いておりますが、11月30日当社代表取締役とトレド社との間の会議において、当社代表取締役がトレド社に対して、イダルゴ州で承認された治療法による治療人数が開示されない点について指摘があり、当社代表取締役からトレド社に対して、かかる人数の確認と開示に向けて全力で取り組むなどの説明をすることにより、当該疑義が払しょくされたため、トレド社から割当予定先への振込手続きを行おうとしたところ、株式会社みずほ銀行のシステム（みずほe-ビジネスサイト）障害により振込ができなかったためということです。当社は、トレド社が、割当予定先に対して当該システム障害が解消され次第、速やかに割当予定先に振り込むことを書面で約束していると聞いております。12月11日現在において、当社は、割当予定先から当該書面の写しを入手できておりません。また、11月30日及び直近におけるトレド社による割当予定先への融資金26億円の資金の確保状況を確認するため、当社は割当予定先を通じて、みずほ銀行の預金通帳の写しの提出を求めましたが、12月11日時点において、当該預金通帳の写しを入手できておりません。なお、変更された払込期日である12月16日の前日までに割当予定先に電話し着金の有無につ

いて確認後、割当予定先よりトレド社からの融資金が着金したことが分かる預金口座の通帳の写しを入手し確認する予定です。また、割当予定先からは、再度の変更後の払込期日に払込がなかった場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額である10億円について放棄をする旨の書面を受領しました。しかし、当該有価証券届出書の訂正届出書を提出した後、同日中に、実際に債務が免除された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、財政状態の改善のための債務免除等に該当し、上場廃止の審査がされるおそれがあるとの指摘を東京証券取引所から受け、当社としては、かかる債権放棄が、財政状態の改善のためではなく、DES（デット・エクィティ・スワップ）を実施することと実質的に同様であることから、上場廃止基準には該当しないものと考えておりましたが、そのおそれがあるとの指摘に対応するため、当社から割当予定先に対して、債権放棄の書面に替えて、同額の違約金の支払いの約束をしてほしい旨申し入れ、上記放棄に代えて、10億円の違約金を支払う旨を申し入れる書面を受領しました。なお、トレド社の融資原資は小池宣己氏からトレド社に対する貸付資金であることに変更はない旨を割当予定先の竹森郁取締役より当社代表取締役および管理本部長が聞いております。

<後略>

(変更後)

<前略>

3,574,350,000円から本相殺が予定される1,000,000,000円を控除した残額2,574,350,000円については、金銭での払込みを予定しているところ、当該金銭払込に要する財産について割当予定先はトレド社からの貸付金により調達予定とのことであり、当社は当該貸付についてトレド社から割当予定先に差し入れられた2020年10月2日付の融資証明書の記載により75億円が融資予定であることを確認しております。更に、当社は、中込弁護士より、当該貸付の貸付期間は貸付日から3年間、貸付金の使途は当社から割当予定先に対する第三者割当増資及び今後の社債の引受けである旨を2020年10月8日付の書面により確認しております。また、トレド社は、同社の代表取締役である小池宣己氏の自己資金からの借入れにより調達済とのことです。当社は、2020年10月28日までに、割当予定先からトレド社の取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の預金通帳の写しを入手し、2020年9月14日時点における預金口座残高が75億円を超えていることを確認いたしました。当社は、中込弁護士より、トレド社が小池宣己氏からの借入れにより当該資金を保有している旨の2020年10月2日付の保証書を受領しております。なお、貸付予定日は2020年11月12日であること及びトレド社と割当予定先との間には取引関係及び資本関係はないことを割当予定先の竹森郁取締役から当社の代表取締役および管理本部長が聞いておりましたが、2020年11月12日にはトレド社から融資がされず、同月13日になって融資がされたとのことです。なお、当社の代表取締役および管理本部長が割当予定先の竹森郁取締役に口頭で確認したところによれば、トレド社から、割当予定先の藤森徹也代表取締役に対して、払込期日の直前に、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬が虚偽でないことを証明等しない限りは融資を延期する旨が表明され、同月12日の融資がされなかったとのことであり、また、その後、トレド社がメキシコで委託した調査会社から、当社が開発した治療薬が実在し、メキシコ・イダルゴ州において薬事承認が得られているとの調査結果が報告されたことから、同月13日午後になってトレド社から割当予定先に対する融資が実行されましたが、銀行において手続が実施された時間との関係上、トレド社から割当予定先への着金が同日中に間に合わず、当初の払込期日である同日中の当社への送金ができなかったとのことです。トレド社から割当予定先への融資金26億円は同月16日に割当予定先に着金し、その後、割当予定先は、融資資金をトレド社へ返金しておりますが、当社においては割当予定先より割当予定先の取引金融機関の預金通帳、トレド社の銀行の取引金融機関の振込受付書及び割当予定先の取引金融機関の振込受付書のいずれも写しを受領し確認しております。その理由はトレド社から割当予定先への貸付予定日は本第三者割当増資の前日と合意されているためであるとのことです。

払込期日が11月30日に変更され、また本相殺による金額を除いた払込金額が2,574,350,000円と確定していることから、トレド社から割当予定先への26億円の貸付けはその前営業日である27日に実行されることが予定されており、当社は11月16日付金銭消費貸借契約書（貸借金額：26億円、金利：年2%、貸付期日：2020年11月27日、返済期日：2023年12月5日、返済条件：元利一括返済、担保保証なし）の写しを入手し、11月27日に当該貸付けが実行される予定であることを確認しましたが、11月30日の時点でトレド社から割当予定先への融資は実行されておられません。11月27日に、トレド社から割当予定先への融資が実施されなかった理由については、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬について、2020年9月2日に、当社がメキシコ・イダルゴ州において薬事承認を得られたことを公表した以降、約3か月を経過しているのに治療人数の公表がないということは、治療薬は存在しないのではないかとという新たに生じた疑義によるものとのことをトレド社から聞いておりますが、11月30日当社代表取締役とトレド社との間の会議において、当社代表取締役がトレド社に対して、イダルゴ州で承認された治療法による治療人数が開示されない点について指摘があり、当社代表取締役からトレド社に対して、かかる人数の確認と開示に向けて全力で取り組むなどの説明をすることにより、当該疑義が払しょくされたため、トレド社から割当予定先への振込手続きを行おうとしたところ、株式会社みずほ銀行のシステム（みずほe-ビジネスサイト）障害により振込ができなかったためということです。当社は、トレド社が、割当予定先に対して当該システム障害が解消され次第、速やかに割当予定先に振り込むことを書面で約束していると聞いております。12月11日現在において、当社は、割当予定先から当該書面の写しを入手できておりません。また、11月30日及び直近におけるトレド社による割当予定先への融資金26億円の資金の確保状況を確認するため、当社は割当予定先を通じて、みずほ銀行の預金通帳の写しの提出を求めましたが、12月11日時点において、当該預金通帳の写しを入手できておりません。変更された払込期日である12月16日の前日である12月15日に、当社が割当予定先に電話し着金の有無について確認したところ、割当予定先より同日にトレド社からの融資金100万円が着金したとの報告を受けました。当社は、割当予定先の当該報告の裏付け資料として、同日、割当予定先からトレド社からの融資金が着金したことが分かる預金口座の通帳の写しをメールにて受領し、トレド社から割当予定先の銀行口座に、融資金として払い込まれることを約束されていた26億円のうち100万円しか着金されていないことが確認されました。そのため、当社から割当予定先を通じてトレド社が割当予定先に残額25億9,900万円を以後融資する意向があるかどうか、また、トレド社から残額の融資金が払い込まれなかった場合において、割当予定先が変更された払込期日である12月16日にいくら払込みを行うのについても確認をしておりますが、現在、割当予定先の高林良男代表取締役からはトレド社より融資を受けた100万円を当社に確実に払い込むとの回答しか得られておりません。当社としては、今後の対応方針について、検討をする予定です。また、割当予定先からは、再度の変更後の払込期日に払込がなかった場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額である10億円について放棄をする旨の書面を受領しました。しかし、当該有価証券届出書の訂正届出書を提出した後、同日中に、実際に債務が免除された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、財政状態の改善のための債務免除等に該当し、上場廃止の審査がされるおそれがあるとの指摘を東京証券取引所から受け、当社としては、かかる債権放棄が、財政状態の改善のためではなく、DES（デット・エクイティ・スワップ）を実施することと実質的に同様であることから、上場廃止基準には該当しないものと考えておりましたが、そのおそれがあるとの指摘に対応するため、当社から割当予定先に対して、債権放棄の書面に替えて、同額の違約金の支払いの約束をしてほしい旨申し入れ、上記放棄に代えて、10億円の違約金を支払う旨を申し入れる書面を受領しました。なお、トレド社の融資原資は小池宣己氏からトレド社に対する貸付資金であることに変更はない旨を割当予定先の竹森郁取締役より当社代表取締役および管理本部長が聞いております。

<後略>